

報告第2号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和6年6月3日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 420,850円
- 2 損害賠償の相手方 札幌市中央区大通西14丁目7番地
東日本電信電話株式会社 北海道事業部
設備部長 平川 亮一

令和6年5月10日 専決処分

説 明

令和6年3月2日午後3時15分頃、町道芽室美生線を北から南に除雪作業中、車両が路外に逸脱し、電柱及び電線を破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図

